

告 示

埼玉県告示第千二百四十九号

測量計画機関である関東農政局荒川中部農業水利事業所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

関東農政局荒川中部農業水利事業所

二 作業種類

公共測量（用地測量）

三 作業地域

大里郡寄居町大字桜沢地内一部

四 作業期間

令和六年八月九日から令和六年十二月十七日まで